

令和 7 年度 みんなの森・里山整備事業 募集概要 (自治会等)

事業名	みんなの森・里山整備事業 みんなの森・里山整備事業 (木材利用型)
目的	地域での緑地造成、緑化意識の高揚を図る。木材利用型は木材利用も併せて推進
実施主体	市町村、学校等 (みどりの少年団結成校は除く。)、自治会、地域の団体など
事業地	学校敷地や学校林等、地域住民に密接な結びつきがあるもので、土地所有者及び管理者の承諾を得た公共的用地など。学校が申請者で敷地内に植栽する場合は、土地使用承諾書は必要ありません。原則、個人所有地や農地は対象としません。
事業費	タイプⅠ及びⅡ：苗木・肥料等の資材及び標柱の経費。苗木は2m以下。1本3万円以内 (税抜)、果樹は除く。 タイプⅢ：上記に加え、植栽と一体的に行う木材利用 (標柱、木製ベンチ、鳥井型支柱など) の経費です。但し、木材利用経費は、交付対象総経費の1/2未満。国産材または県産材とし、外材は対象外です。
交付金額	タイプⅠ 20万円以内 タイプⅡ 30万円以内 タイプⅢ 30万円以内 (木材利用型)
募集期間	令和7年4月18日から6月30日まで
申請方法	実施団体から直接協会へ申請
申請書類	申請内容：様式－1から様式－4のほか、事業予定地の写真、土地使用承諾自治会や任意団体の場合は、規約や会則、役員名簿が必要です。
事業採択	運営協議会に諮り7月下旬決定。予算の範囲内で採択。 タイプⅠ：1団地の面積が概ね200㎡以上もしくは延長が概ね100m以上とする タイプⅡ：1団地の面積が概ね500㎡以上もしくは延長が概ね250m以上とする タイプⅢ：1団地の面積が概ね100㎡以上もしくは延長が概ね50m以上とする
採択等の通知	申請者及び当該市町村・県教育委員会等へ通知
備考	・タイプⅢ (木材利用型) は、木材利用が必須です。 ・過去に実施した自治会等でも、タイプⅢ (木材利用型) は応募可能ですが、令和6年度実施団体は対象外です。